

役員候補選考基準（内規）

（150509 改訂）

[目 的]

第1条 この基準は、総会における役員（理事、監事）の選任を円滑にするため、役員候補者を、予め選考する手続き方法等について、必要な事項を定める。

[役員候補者選考委員会およびその構成]

第2条 役員候補者はあらかじめ役員候補者選考委員会（以下選考委員会という）により選考するものとし、その選考員会を構成する委員は次の通りとする。

（1）選考委員会の委員は、会長、副会長、専務理事とする。

[役員候補者資格の原則]

第3条 役員候補者は次の資格を有する者を対象として選考する。

- （1）国体8ブロック及び日本学生射撃連盟、高校部会、障害者射撃連盟から次期役員候補者としての推薦を受けた者。
- （2）役員候補者選考委員会から推薦を受けた者。
- （3）役員に定年制を設けることとし、いずれの役員候補者も役員就任時70歳未満の条件を満たさなければならない。ただし、理事会における出席理事の3分の2以上の賛同を得た役員候補者は、1期2年に限り、就任時に満70歳を超えていても重任することができる。

[役員候補者の選考基準]

第4条 役員候補者選考基準は次の通りとする。

- （1）国体ブロック単位からの選考
 - ・国体ブロック8地区は、1名を各ブロック内から推薦する。
 - ・本会の総会開催日の40日前までに別表様式1により報告する。
- （2）加盟団体からの選考
 - ・学生射撃連盟、高校部会、障害者射撃連盟から各1名を推薦する。
 - ・本会の総会開催日の40日前までに別表様式2により報告する。
- （3）本部からの選考
 - ・選考委員会は上記（1）、（2）で推薦を受けた者を役員候補者とすることを勘案して、協会業務の円滑な執行の為、頻繁に協会に出向出来る者を中心に、本部からの役員候補者を選考する。
- （4）本部普通会員登録数の多い都道府県からの選出
 - ・選考委員会は、会員登録数の多い都道府県所属の者についても、協会の民主的な業務執行をはかる意味から役員候補者に加えることができる。
- （5）学識経験者からの選出

・学識経験者の選出は選考委員会が推薦する。

(6) 女性および会員外理事比率の考慮

・上記各項での役員候補者選考にあたっては、公益社団法人として一定の女性および会員外出身者の比率を確保できるよう、考慮のうえ選考することとする。

[附 則]

1. この役員候補選考基準は、総務委員会にて起案され理事会議決により改廃される。
2. 平成13年3月14日施行する。
3. 平成17年2月19日改定され、平成17年2月19日より施行する。
4. 平成21年3月19日改定され、平成21年3月19日より施行する。
5. 平成22年2月27日改定され、平成22年2月27日より施行する。
6. 平成26年5月10日改定され、平成26年5月10日より施行する。
7. 平成27年5月9日改訂され、平成27年5月9日より施行する。

公益社団法人 日本ライフル射撃協会

会 長 殿

国体ブロック名： _____

ブロック代表者名： _____ 印

年度公益社団法人日本ライフル射撃協会理事候補選任届

標記の件について、下記の通り推薦いたします。

ふりがな 氏 名			生年月日
			昭和 年 月 日 (才)
団体役職			
自宅住所	〒 TEL :		
勤務地	名 称		
	役 職		
	所在地	〒 TEL :	
備 考			

平成 年 月 日

公益社団法人 日本ライフル射撃協会

会 長 殿

団体名： _____

団体長名： _____ 印

年度公益社団法人日本ライフル射撃協会理事、監事候補選任届

標記の件について、下記の通り推薦いたします。

ふりがな 氏 名	生年月日	
	昭和 年 月 日 (才)	
団体役職		
自宅住所	〒 TEL :	
勤 務 地	名 称	
	役 職	
	所在地	〒 TEL :
備 考		

平成 年 月 日

公益社団法人 日本ライフル射撃協会

会 長 殿

国体ブロック名： _____

ブロック代表者名： _____ 印

年度公益社団法人日本ライフル射撃協会参事候補選任届

標記の件について、下記の通り推薦いたします。

ふりがな 氏 名			生年月日
			昭和 年 月 日 (才)
団体役職			
自宅住所	〒 TEL :		
勤務地	名 称		
	役 職		
	所在地	〒 TEL :	
備 考			